

平成30年度市総合防災訓練

日時・会場 10月28日(日)▶メイン会場=10~13時。愛媛大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校(持田町一丁目)▶サテライト会場=9時15分~13時。坂本小学校(久谷町)
内容 自主防災組織や防災関係機

関、住民の皆さんが連携・協力し、メイン会場では南海トラフを震源とする巨大地震を、サテライト会場では大雨による土砂災害を想定した、避難訓練や避難所の開設・運営訓練などを行う

Jアラート一斉放送訓練

日時 11月1日(木)10時ごろ
内容 緊急地震速報を市内全域の防災行政無線から放送するJアラ

ート全国一斉放送訓練 ※気象状況などによって中止する場合あり



☎948-6795・FAX934-1813

第22回三津の朝市「旬・鮮・味まつり」

旬の魚の無料試食(先着2,000食用)

日時 10月27日(土)9~12時(入場無料。有料イベントあり)
会場 水産市場(三津ふ頭)
内容 旬の魚介類の大試食会、新鮮な魚介類の販売、タイやヒラメなどの釣り堀(小学生以下対象)、模擬セリ、餅まき、タッチ



模擬セリの様子

プール、地元協力店舗などの出店 ※内容を一部変更する場合あり。魚介類の販売は売り切れ次第終了

魚のさばき方料理教室

日時 11月12日(月)10~13時
会場 水産市場(三津ふ頭)2階調理室 ※無料駐車場あり
内容 タイのさばき方を基本に1匹丸ごと調理する料理教室
対象 市内在住または通勤・通学している人で魚をさばいたことがない、または、さばくことが不慣れた人(初めての人を優先、年度内1回限り)
定員・料金 20人(抽選)。500円
申し込み 10月15日(月)~31日(水)(必

着)。電話・はがき・ファクス・eメールで「11月12日参加希望」と明記し、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を〒791-8060三津ふ頭1-2市水産市場運営協議会事務局(市場管理課内) ☎s-kaitou@city.matsuyama.ehime.jpへ



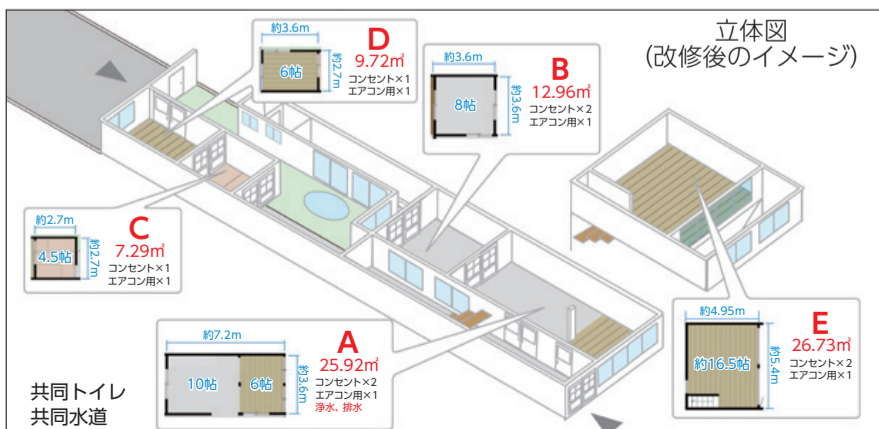
魚のさばき方教室の様子

☎951-2311・FAX951-4888

三津浜地区リノベ古民家の出店者を募集します

三津浜地区の空き家や空き店舗などの未利用物件を有効活用し、新たなにぎわいの創出を図るため、地区内に改修・整備した古民家をテナントブースとして貸し出します。
出店場所 三津二丁目14-23
選考方法 応募書類による書類審査後、通過者に対する面談で決定
対象 飲食店以外の店舗(軽食は可)で、三津浜地区に出店を希望する個人・グループなど(すでに起業している人も対象)

定員 5事業者程度
料金 区画A=3万9,000円▶区画B=2万円▶区画C=1万1,000円▶区画D=1万5,000円▶区画E=3万9,000円(いずれも月額・税込み)
申し込み 11月19日(月)(必着)。直接、出店申込書と応募書類など(市ホームページにあり)を〒791-8061三津二丁目13-29三津浜にぎわい創出事務所 三津ハマルへ ※申し込み時に出店希望者へ今後の進め方を説明



☎948-6942・FAX934-1821

市文化協会イベント

①川柳吟行
日時 11月17日(土)9時~16時30分
会場 耕三寺(広島県尾道市)
内容 景勝地を訪ねて川柳の基本指導と、お題について作句し講師が選句・講評(昼食は各自で用意)
定員 30人程度(抽選)
料金 一般=3,000円、市文化協会会員・中学生以下=2,000円

墳(東温市)、葉佐池古墳(北梅本町)
定員 20人程度(抽選)
料金 一般=1,000円、市文化協会会員・中学生以下=800円
<共通事項>
集合 ①8時40分②9時40分までに総合コミュニティセンター(湊町七丁目)正面広場
対象 市内在住または通勤・通学している人
申し込み ①11月6日(火)②11月11日(日)(いずれも必着)。往復はがき(1枚2人まで)で参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号、「川柳吟行」または「俳句の里松山さんぽ」希望と明記し〒790-0012湊町七丁目5市文化協会へ

②俳句の里 松山さんぽ
「句碑と史跡」巡りのバスツアー
日時 11月25日(日)10時~16時30分
内容 文化財の知られざる秘密を専門家の先生から学ぶ▶句碑巡り=伊豫豆比古命神社(椿神社<居相二丁目)>3カ所▶史跡巡り=上黒岩岩陰遺跡(久万高原町)、川上神社古

☎909-8008・FAX921-8242

平成31(2019)・2020年度

競争入札参加者資格審査申請 受け付け開始

市と公営企業局では、建設工事、委託(清掃・警備、測量・建設コンサルタントなど)、物品調達(物品の購入・修繕、製造の請負、物件の借り入れおよび不用物品の売り払い)の競争入札参加者資格審査申請の受け付けを行います。現在登録している事業者は、平成31年3月31日で有効期間が満了するため、平成31(2019)・2020年度の競争入札への参加を希望する場合は、必ず申請をしてください。

資格有効期間 平成31(2019)年4月1日~2021年3月31日(2年間)
申請方法 11月1日(木)~30日(金)(消印有効<特定信書便は当日通信日付印有効>)。郵送(一般書留・簡易書留)、特定信書便で、申請書(契約課<市役所本館9階>・企契約管

理課<公営企業局庁舎3階>・市ホームページにあり)を〒790-8571契約課または〒790-8590(企契約管理課へ
申請に当たっての注意点 両方に登録をする場合はそれぞれに申請が必要。申請書の様式は異なる

☎948-6454、清掃・警備などの委託=☎948-6067、物品調達=☎948-6234)・FAX934-1767、(企契約管理課☎998-9826・FAX948-0335

新制度 老朽化した空き家の取り壊し費用への補助が始まります

老朽化して倒壊などのおそれのある危険な空き家の解体を促進し、地域の住環境の向上などを図るため、老朽危険空き家を取り壊す人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
※老朽危険空き家とは、普段から人が住んでおらず使用されていない状態にあり、柱が傾いたり外壁が剥がれているなど倒壊のおそれのある危険な住宅(工場・事務所を除く)で、本市の不良度判定による基準を満たすもの

対象者 次のいずれかに該当する人
▶①補助対象空き家である建物の所有者として登記事項証明書もしくは固定資産税課税台帳に記載されている人またはその相続人▶②①の人と同等の権原を有すると市長が認める人

き家の除却工事▶補助金交付決定後に契約を行う除却工事▶平成31年2月20日(水)までに工事完了報告の書類提出ができる除却工事 ※除却に関わる他の補助金・補償などを受ける場合、補助金交付決定前に契約している場合または空き家の一部を除却する場合は対象外

対象空き家 次の全てを満たすもの
▶市内にある老朽危険空き家である▶本市の不良度判定で100点以上となる▶建物が立ち並んでいる道に接し、その道と敷地の境界から45度の範囲内に屋根・軒がかかる住宅など
対象工事 次の全てを満たすもの▶補助対象者が発注する老朽危険空

補助額 工事費(税抜き)の5分の4または80万円のいずれか少ない額(1,000円未満の端数切り捨て)
募集枠 1,600万円
受付期間 11月1日(木)から12月20日(木)まで

☎948-6787、6934・FAX934-1807